

10月1日

子育て応援特別手当の申請期限が迫っています

照会先 子育て支援課 ☎23-7733

1 「子育て応援特別手当」支給対象の世帯には、3月30日付けで市より申請書を送付しました。

この申請書は、住民基本台帳(2月1日現在関市に住所のあった人)から対象となる世帯を抽出し、通知したものです。

しかし、何らかの理由で世帯が分かれている場合(下記事例参照)など、扶養している対象者の数が正確に把握できず、申請書が送付されていないことがあります。

子育て応援特別手当に該当すると思われる方で、申請書が届いていない場合は子育て支援課までお問い合わせください。

(事例)平成21年2月1日時点で

- ① 上の子が学区外の学校へ通うため離れて暮らす祖父母の家に転居し、住民票も移していた。
- ② 上の子が他県に山村留学中だった。

※申請時には同じ人に扶養されていることがわかる医療保険者証の写しなどが必要となります。

子育て応援特別手当の対象者

平成14年4月2日～平成17年4月1日に生まれ、かつ、その子が第2子以降の場合

※第1子の判定は18歳以下(平成2年4月2日以降に生まれた子ども)となります。

2 10月1日(木)が子育て応援特別手当の申請期限です。まだ申請をしていない世帯主の方は、お早めに申請してください。期限を過ぎても申請のない世帯は、子育て応援特別手当の受給を辞退したものとみなれます。

追加受付

建物の「耐震診断と耐震補強工事費助成」

木造住宅耐震診断(無料)

◆申込要件

- ▽市内にある木造住宅の所有者で市税を滞納していない方
- ▽昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- ▽一戸建ての木造住宅(店舗等併用住宅は延べ床面積の半分以上が住宅)
- ▽在来軸組構法、伝統的構法および枠組壁工法によるもの

建築物耐震診断

◆申込要件

- ▽市内にある一戸建て木造住宅以外の建築物の所有者で市税を滞納していない方
- ▽昭和56年5月31日以前に着工された建築物
- ▽大臣などの特別な認定を受けていない建築物

◆補助金の額

対象経費150万円を上限とする3分の2(100万円まで)

木造住宅耐震補強工事

◆申込要件

- ▽市内にある木造住宅の所有者で市税を滞納していない方
- ▽昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- ▽評点が1.0未満とされた木造住宅で、補強後の評点が1.0以上となり、かつ診断結果の評点から0.3以上上がる補強工事など
- ▽岐阜県木造住宅耐震相談士が設計監理する補強工事

◆補助金の額

対象経費120万円を上限とする10分の7(84万円まで)

※所定の申込書での手続きが必要です。詳しくは、都市計画課までお問い合わせください。
※申し込み順に随時受付し、予定戸数に達し次第締め切ります。

◆申込・照会先 都市計画課(☎23-7804)